(税込:単位円)

用途区分	1棟あたり対象床面積	標準入力法(主要室入力法を含む)	モデル建物法
工場・倉庫等以外の用 途 住宅との複合建築物	100㎡未満	112,200	56,100
	100 m²~300 m²未満	130,900	66,000
	300 m²~500 m²未満	187,000	93,500
	500㎡~1,000㎡未満	243,100	122,100
	1,000㎡~2,000㎡未満	299,200	149,600
	2,000㎡~5,000㎡未満	374,000	187,000
	5,000㎡~10,000㎡未満	440,000	220,000
	10,000㎡~20,000㎡未満	506,000	253,000
	20,000㎡~50,000㎡未満	616,000	308,000
	50,000㎡以上	825,000	440,000
工場·倉庫等	上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。		

建築基準法第6条の2第1項の確認申請と併せて行う場合

(税込:単位円)

用途区分	1棟あたり対象床面積	標準入力法(主要室入力法を含む)	モデル建物法
工場・倉庫等以外の用 途 住宅との複合建築物	100㎡未満	104,500	51,700
	100㎡~300㎡未満	122,100	60,500
	300㎡~500㎡未満	173,800	86,900
	500㎡~1,000㎡未満	225,500	113,300
	1,000㎡~2,000㎡未満	278,300	138,600
	2,000㎡~5,000㎡未満	347,600	173,800
	5,000㎡~10,000㎡未満	409,200	204,600
	10,000㎡~20,000㎡未満	469,700	235,400
	20,000㎡~50,000㎡未満	572,000	286,000
	50,000㎡以上	770,000	418,000
工場·倉庫等	上記対象面積の料金に対して1/2の料金とする。		

別表3 注意事項

- ※1 別表3における対象面積とは、判定対象となる開放部分を含む床面積とする。ただし、建築物の部分が 省エネ計算における計算対象外の室となる場合は、当該部分の床面積を減じた面積とする。
- ※2 一つの棟で計算上用途分類が複数あり上段の用途で計算が行われる場合は、計算対象面積の全体で 上段の用途区分の欄を適用する。ただし、その適用が著しく不合理であると当機関が認めた場合は別途判断する。
- ※3 住宅との複合建築物の場合、非住宅部分により料金を算定する。なお、住宅部分が300㎡(高い開放性を有する部分を除く。)以上であり、所管行政庁の指示等の対象となる場合は、所管行政庁への 図書送付等の事務手数料として11,000円(税込)を加算する。
- ※4 計画変更にかかる場合についての料金は当初適用料金に対して1/2の料金とする。 ただし、建築基準法の用途、省エネ計算の評価方法、規模等の変更であって、料金区分が変わるなど 計画の根本的な変更は、上表の新規判定料金とする。
- ※5 軽微変更該当証明の申請料金については、当初適用料金に対して1/2の料金とする。
- ※6 ※4※5における料金について、直前の判定を他の登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は 所管行政庁から受けている場合は新規に提出があったものとして取り扱う。